

果樹共済

(定義)

第 76 条

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 収穫共済の共済目的の種類等 法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。
- (2) 半相殺方式による収穫共済 法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (3) 全相殺方式による収穫共済 法第 120 条の 6 第 1 項第 2 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (4) 災害収入共済方式による収穫共済 法第 120 条の 6 第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済をいう。
- (5) 果樹共済資格団体 法第 15 条第 1 項第 4 号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。
- (6) 全相殺方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去 5 年間に於いて法第 120 条の 10 に規定する果実の数量及び品質（法第 120 条の 3 の 2 第 2 項の申出をした者にあつては、果実の数量。以下、この号において同じ。）に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は果樹共済資格団体をいう。
- (7) 災害収入共済方式資格者 当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産量のおおむね全量を過去 5 年間に於いて法第 120 条の 10 に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者又は果樹共済資格団体をいう。

(共済関係の成立)

第 77 条 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごとに、組合員が申込期間内にその現に栽培している第 2 条第 1 項第 3 号の果樹（収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類。次条第 2 号において同じ。）ごとの栽培面積（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん（「うんしゅうみかん 3 類」という。以下同じ。）の栽培面積にあつては、当該面積に 2 を乗じて得た面積。）が 10 アールに達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちに次の各号に掲げる事由に該当する果樹があるときは、その該当する果樹以外の当該果樹のすべて）を収穫共済に付することを申し込み、この組合がこれを承諾することによって成立するものとする。

- (1) 収穫共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- (2) 第 86 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の標準収穫量、同項第 3 号の基準生産金額の算

定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量若しくは生産金額又は当該果樹の価値の適正な決定が困難であること。

- (3) 当該果樹に係る第 89 条第 1 項から第 3 項までの減収量若しくは生産金額の減少額の適正円滑な認定が困難であること。
 - (4) 当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。
- 2 前項の申込期間は、収穫共済にあつては第 1 号に掲げる期間とする。

(1) 収穫共済の申込期間

- イ うんしゅうみかん 6月10日から7月1日まで
ただし、うんしゅうみかん3類にあつては、4月1日から4月30日まで
- ロ 指定かんきつ 4月15日から6月10日まで

(果樹共済の申込み)

第 78 条 組合員が第 77 条第 1 項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの組合に提出しなければならない。

- (1) 申込者の氏名及び住所（法人たる組合員にあつてはその名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地、果樹共済資格団体たる組合員にあつてはその名称並びにその代表者の氏名及び住所）
- (2) 果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては収穫共済の共済事故等による種別（法第 120 条の 7 第 1 項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）による区分をいう。以下同じ。）
- (3) 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数
- (4) 既に法第 84 条第 1 項第 5 号の事故が発生している果樹がある場合又はその事故の原因が生じている果樹がある場合にあつてはその旨。
- (5) 全相殺方式による収穫共済又は災害収入共済方式による収穫共済に付することを申し込む場合にあつては、その申込みに係る収穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画
- (6) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この組合は、第 77 条第 1 項の規定による申込みを受けたときは、当該収穫共済に係る第 81 条に掲げる期間の開始時の 10 日前までに、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを当該申込者に通知するものとする。

3 第 1 項の申込書に記載した事項に変更（第 82 条に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、組合員は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(申込みの承諾を拒む場合)

第 79 条 この組合は、組合員から第 77 条第 1 項の規定による申込みがあつた場合において、共済目的の種類ごとに、その者の当該申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している第 2 条第 1 項第 3 号の果樹で第 77 条第 1 項の規定による

申込みができるもののすべてでないときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

(共済関係の消滅しない場合)

第 80 条 この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が住所をこの組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため、この組合を脱退した場合（この組合との間に果樹共済の共済関係の存する者が果樹共済資格団体であるときは、その構成員が住所をこの組合の区域外に移転したことにより当該果樹共済資格団体が組合員たる資格を喪失したためこの組合を脱退した場合）において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前にこの組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(共済関係成立時の書面交付)

第 80 条の 2 組合は、果樹共済に係る共済関係が成立したときは、遅滞なく、組合員に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合員の氏名又は名称
- (3) 共済事故
- (4) 共済責任期間の始期及び終期
- (5) 共済金額
- (6) 共済目的を特定するために必要な事項
- (7) 組合員負担共済掛金及び賦課金並びにその支払の方法
- (8) 第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 78 条第 3 項並びに第 82 条の通知をすべき事項
- (9) 共済関係の成立年月日
- (10) 書面を作成した年月日

2 前項の書面には、組合長が署名し、又は記名押印しなければならない。

(共済責任期間)

第 81 条 収穫共済の共済責任期間は、花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間（うんしゅうみかんについては春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間、指定かんきつについては春枝の伸長停止期から当該春枝の伸長停止期の属する年の翌翌年の年産の果実の収穫をするに至るまでの期間）とする。

(通知義務)

第 82 条 この組合との間に収穫共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に係る共済目的を譲渡し、伐倒し、若しくは高接ぎしたとき、法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により栽培方法に應ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへ変更したとき又は第 78 条第 1 項第 5 号の計画を変更したときは、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければならない。

(組合員負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

- 第 83 条** 収穫共済に係る組合員負担共済掛金の金額は、収穫共済の共済目的の種類等（災害収入共済方式による収穫共済にあつては、収穫共済の共済目的の種類。以下この項において同じ。）ごと及び収穫共済の共済事故等による種別ごとに、当該組合員に係る共済金額に当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る第 87 条の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額にこの組合の当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る収穫危険段階基準共済掛金率（法第 120 条の 7 第 5 項の収穫危険段階基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の 2 分の 1 に相当する金額（組合員負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該 2 分の 1 に相当する金額及び当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等及び収穫共済の共済事故等による種別に係る当該補助金の金額）を差し引いて得た金額とする。
- 2 組合員負担共済掛金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

（組合員負担共済掛金の払込期限）

- 第 84 条** 第 77 条第 1 項の規定によりこの組合との間に収穫共済の共済関係が成立した者は、収穫共済に係る組合員負担共済掛金を第 1 号に掲げる期日までにこの組合に払い込まなければならない。

ただし、当該組合員負担共済掛金の金額が 1 万円以上であつて、かつ、その支払につき確実な担保を供し、又は保証人を立てた場合にあつては、第 2 号に掲げる期日までにその収穫共済に係る組合員負担共済掛金を払い込むものとする。

- (1) イ うんしゅうみかん 7月31日
ただし、うんしゅうみかんの 3 類にあつては、6月30日
ロ 指定かんきつ 6月30日
- (2) イ うんしゅうみかん 12月20日
ただし、うんしゅうみかんの 3 類にあつては、11月30日

（組合員負担共済掛金の分納）

- 第 85 条** この組合は、果樹共済に係る組合員負担共済掛金のうちうんしゅうみかん及び指定かんきつに係るものについて、当該組合員負担共済掛金の金額が 5 万円以上である場合には、前条第 1 項本文の規定にかかわらず、組合員の申請に基づき当該組合員負担共済掛金を 2 回に分割して払い込むことを認めることができる。
- 2 前項の申請は、次項の規定による第 2 回目の払込みにつき担保を供し、又は保証人を立て、かつ、この組合の定める書類を添付してしなければならない。
- 3 組合員は、第 1 項の規定により 2 回に分割して払い込むことを認められた場合には、前条第 1 項第 1 号に掲げる期日までに組合員負担共済掛金の 3 分の 1 に相当する金額を、第 77 条第 1 項の規定により収穫共済の共済関係の成立した日の属する年の次に掲げる期日までにその残額に相当する金額をそれぞれこの組合に払い込まなければならない。

(1) 収穫共済の払込期限

イ うんしゅうみかん 12月20日

ロ 指定かんきつ 12月20日

- 4 第5条第1項及び第6条の規定は、前項各号に掲げる払込期限までに第2回目の払込みを行わない組合員に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

(共済金額)

第86条 収穫共済の共済金額は、次の各号に掲げる金額のうちから組合員が申し出た金額とする。

(1) この組合と組合員との間に成立するうんしゅうみかん及び指定かんきつに係る半相殺方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員の住所（果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の40を下らず、標準収穫金額の100分の70を超えない範囲内において、組合員が申し出た金額

(2) この組合と全相殺方式資格者との間に成立するうんしゅうみかんに係る全相殺方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び全相殺方式資格者ごとに、当該全相殺方式資格者の住所（果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下この号において同じ。）の存する地域の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の単位当たり価額に、当該全相殺方式資格者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額（以下この号において「標準収穫金額」という。）の100分の40を下らず、標準収穫金額の100分の70を超えない範囲内において全相殺方式資格者が申し出た金額

(3) この組合と災害収入共済方式資格者との間に成立する指定かんきつに係る災害収入共済方式による収穫共済の共済関係にあつては、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、基準生産金額に100分の40を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の100分の80に相当する金額（以下「特定収穫共済限度額」という。）を超えない範囲内において災害収入共済方式資格者が申し出た金額

- 2 前項第1号及び第2号の標準収穫量は、法第120条の6第3項及び法第150条の5の13第3項の農林水産大臣が定める準則に従い、この組合が定める。

- 3 第1項第3号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び災害収入共済方式資格者ごとに、法第120条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い、当該災害収入共済方式資格者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の生産金額を基礎として、この組合が定める金額とする。

(共済掛金率)

第 87 条 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び法第 120 条の 7 第 5 項の規定による危険段階別に、当該危険段階に係る収穫共済危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(果樹共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第 88 条 理事は、果樹共済の共済掛金率、各危険段階に属する組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び果樹共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。以下本条において同じ。）及び住所（組合員たる果樹共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所。以下本条において同じ。）、共済掛金のうち組合員が負担する部分の率、果実の単位当たり価額等を記載した果樹共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとする事ができる。

2 理事は、共済目的の種類ごとに、毎年当該共済目的の種類に係る第 77 条第 2 項の申込期間が開始する日の 10 日前までに、前項に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 組合員は、いつでも、第 1 項の果樹共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、組合員の氏名又は名称及び住所については、当該組合員に係るものに限るものとする。

(共済金の支払)

第 89 条 この組合は、半相殺方式による収穫共済については、うんしゅうみかん及び指定かんきつに係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、当該組合員が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の 100 分の 30 を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収穫量の合計に対する割合に 7 分の 10 を乗じて得た率から 7 分の 3 を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

2 この組合は、全相殺方式による収穫共済については、前項の規定にかかわらず、うんしゅうみかんに係るものにあつては収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員ごとに、共済事故による共済目的の減収量（第 1 号に掲げる数量から第 2 号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）が第 1 号に掲げる数量の 100 分の 20 を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に 4 分の 5 を乗じて得た率から 4 分の 1 を差し引いて得た率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

(1) 当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量

(2) 法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量

3 この組合は、災害収入共済方式による収穫共済については、前 2 項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに、第 2 条第 1 項第 3 号に規定する果実の減収又は品質の低下（農林水産大臣が定める準則に従って認定されたその年における当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量にその年における当該組合員の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ規則第 33 条の 8 の 2 第 1 項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係る基準収穫量に達しないものに限る。）がある場合において、法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従って認定された当該組合員の当該収穫共済の共済目的の種類に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しない場合に、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員に支払うものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の基準収穫量は、この組合が第 86 条第 2 項の規定により定めた標準収穫量に法第 120 条の 8 第 4 項及び法第 150 条の 5 の 14 第 2 項の農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。

5 第 3 項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合員ごとに規則第 33 条の 8 の 2 第 2 項の農林水産大臣が定める準則に従って、過去一定年間におけるその者の当該収穫共済の共済目的の種類に係る果実の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、この組合が定める数量とする。

(共済金額の削減)

第 90 条 この組合は、果樹共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、果樹共済保険区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、支払うべき共済金の総額から、収穫共済にあつては総共済金額に法第 120 条の 7 第 4 項第 1 号の収穫通常標準被害率を乗じて得た金額と政府が支払うべき保険金との合計額を差し引いて得た金額を超えない範囲内において、共済金額を削減することができる。

(1) 当該果樹共済保険区分に係る定款第 55 条第 3 項の不足金てん補準備金の金額

(2) 当該果樹共済保険区分に係る定款第 57 条第 3 項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責)

第 91 条 次の場合には、この組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

(1) 組合員が第 11 条第 1 項の規定による義務を怠ったとき。

(2) 組合員が第 12 条の規定による指示に従わなかったとき。

(3) 組合員が第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

- (4) 第 77 条第 1 項の規定による申込みをした組合員が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹に関する第 78 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。）。
- (5) 組合員が第 82 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- 2 組合員が正当な理由がないのに第 85 条第 3 項の規定に違反して第 2 回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合は、当該組合員に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。
- 3 この組合は、法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る果樹につき、組合員がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のもにに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。
- 4 この組合は、組合員が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支払の義務を有しない。

(告知義務違反による解除)

- 第 92 条** 組合員は、第 77 条第 1 項の規定による申込みの当時、果樹共済に係る共済関係が成立することによりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。
- 2 組合は、組合員が、前項に基づき組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該収穫共済の共済関係を解除することができる。
- 3 組合は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
- (1) 第 77 条第 1 項の規定による申込みの承諾の当時において、組合が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
- (2) 共済媒介者が、組合員が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- (3) 共済媒介者が、組合員に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 4 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、当該各号に規定する共済媒介者の行為がなかったとしても組合員が第 2 項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 5 第 2 項の規定による解除権は、組合が同項の規定による解除の原因があることを知った時から 1 箇月間行使しないときは、消滅する。第 77 条第 1 項の規定による申込みの承諾の時から 6 箇月を経過したときも、同様とする。

(共済掛金不払の場合の共済関係の解除)

第 92 条の 2 組合員が正当な理由がないのに第 84 条各項の規定による払込みを遅滞したとき又は第 85 条第 3 項の規定に違反して第 1 回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、この組合は、当該収穫共済の共済関係を解除するものとする。

(重大事由による解除)

第 92 条の 3 組合は、次に掲げる事由がある場合には、果樹共済に係る共済関係を解除するものとする。

- (1) 組合員が、組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

(解除の効力)

第 92 条の 4 果樹共済に係る共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

2 組合は、次の各号に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。

- (1) 第 92 条第 2 項 解除がされた時まで発生した共済事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。
- (2) 第 92 条の 2 解除がされた時まで発生した共済事故による損害
- (3) 前条 同条各号に掲げる事由が生じたときから解除がされた時まで発生した共済事故による損害

(共済金支払額、減収量等の公告)

第 93 条 この組合は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、組合員ごとに、共済金の支払額、第 89 条第 1 項から第 3 項までの減収量若しくは生産金額の減少額、共済金の支払期日及び支払方法を公告するものとする。

(無事戻し)

第 94 条 この組合は、果樹共済について、果樹無事戻区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）ごとに、毎事業年度、組合員が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総代会の議決を経て、当該事業年度の前 3 事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る組合員負担共済掛金（以下この項において「共済掛金組合員負担分」という。）の 2 分の 1 に相当する金額（当該前 3 事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前 2 事業年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該 2 分の 1 に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員に対して無事戻しをすることができる。

- (1) 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。）
 - (2) 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員負担分の2分の1に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。
- 2 この組合が前項の規定による無事戻しをする金額は、当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの定款第57条第3項の特別積立金の金額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額を超えないものとする。